

青梅市規則第 33 号

青梅市窓口等における本人確認に関する事務取扱規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 7 月 21 日

青梅市長 大勢待 利 明

青梅市窓口等における本人確認に関する事務取扱規則の一部
を改正する規則

青梅市窓口等における本人確認に関する事務取扱規則（平成20年規則第35号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（以下「市」という。）」を削る。

別表第1課税課の項中「土地・家屋・償却資産評価額証明書」を「固定資産評価証明書」に、「土地・家屋・償却資産課税証明書」を「固定資産公課証明書」に、「土地・家屋・償却資産課税台帳記載事項証明書」を「固定資産資産証明書」に、「名寄帳」を「無資産証明書の交付、名寄帳」に改める。

別表第2備考に次の1項を加える。

- 3 別表第2の書類のうち、個人番号カードの提示については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定するカード代替電磁的記録を構成する電磁的記録の一部の送信を別表第1の事務を行う課の窓口で受けることにより替えることができる。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。